

審査基準及び標準処理期間

所属名	指導検査課 建設業係
内線番号	5222

No.	項目	内容
①	処分名	浄化槽工事業の更新の登録
②	法令名	浄化槽法
③	法令番号	昭和58年法律第43号
④	根拠条項	第21条第3項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第21条 浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法(昭和58年法律第43号)第21条、第22条、第24条、第29条 ・浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号)第1条、第2条、第3条 ・京都府HP 浄化槽工事業の登録・特例浄化槽工事業の届出について
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府警察本部
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 30日
	経由期間	
	協議機関	14日
	当該処分機関	協議機関の処理期間を含み30日
⑫	問合せ	指導検査課・建設業係(075-414-5222)
⑬	備考	事務の専行等:指導検査課長(府外業者)、土木事務所長(府内業者)